

令和7年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年3月17日（第14日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝上 広行	9番	定松 弘介
2番	南里 隆司	10番	前田 弘次郎
3番	田島 隆一	11番	吉岡 英允
4番	吉岡 正博	12番	草場 祥則
5番	岸川 信義	13番	片渕 栄二郎
6番	友田 香将雄	14番	西山 清則
7番	重富 邦夫	15番	溝上 良夫
8番	中村 秀子	16番	内野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島 健一	副町長	百武 和義
教育長	下平 博明	総務課長	中村 政文
企画財政課長	大串 恭隆	総合戦略課長	山口 裕一
税務課長	出雲 誠	住民課長	谷川 友子
保健福祉課長	木須 英喜	長寿社会課長	小野 勉
生活環境課長	土井 一	農業振興課長	吉村 浩
商工観光課長	谷崎 孝則	農村整備課長	吉村 大樹
建設課長	鶴田 浩紀	会計管理者	久原 美穂
学校教育課長	久原 正好	新しい学校づくり課長	永石 敏
生涯学習課長	矢川 靖章	農業委員会事務局長	山下 英治

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原 賢一
課長補佐	川崎 常弘
議事係書記	草場 雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番	岸川 信義	6番	友田 香将雄
----	-------	----	--------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第6号 白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第7号 白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 白石町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第15号 白石町交流館の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第14 提案理由の説明（追加議案）

9時30分 開議

○内野さよ子議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、岸川信義議員、友田香将雄議員の両名を指名します。

次に本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○内野さよ子議長

日程第3、議案第5号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第6号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

この条例に基づきます休暇がどの程度時間や職員数換算で見込まれているのか。それから、その業務のカバーの仕方というのはどういう対応になるのかお尋ねいたします。

○中村政文総務課長

休暇がどの程度見込まれるかということでございます。

これまでもこの部分休業を取得している職員はいますので、その中での業務のカバーにつきましても、係間であるとか、またはその課の中で調整しながらカバーをしていてもらいたいというふうに考えております。休暇につきましても、職員に周知を行って、希望する者があれば取得をさせるという方向で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白石町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、議案第7号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案については、溝上広行議員外1名から議案第7号に対する修正の動議が提出をされました。これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○溝上広行議員

そしたら、私のほうから修正動議の提案理由について説明させていただきたいと思っております。ちょっと緊張してはいますが、よろしく申し上げます。

まず、修正内容の説明ですけれども、議員のうちから選任される監査委員の報酬額について、原案が年額35万5,000円であるのを27万5,000円に修正するというものです。金額でいうと、8万円の減額の修正案になります。

それで、この額の算定根拠について説明いたします。

今、議員の報酬が月額25万5,000円から26万8,000円に引き上げられたのと同じ割合の約5.1%で監査委員報酬のほうも引き上げると、それで100円単位は切り上げた数字で26万1,000円を27万5,000円にするというので、この数字を上げております。なので、

もともとの報酬額からいいますと、1万4,000円の増額になります。

この内容とした理由を申し上げます。

監査委員の報酬の引上げというのは、求められる専門性に対し額が低いという指摘があったということで、説明を勉強会のほうでも聞きました。それに対しての私の理解なんですけれども、正当な報酬がなければ専門性を満たした人材の確保が困難になるんじゃないかなと、金額が低いのでこれは受けられませんと言われることもあるだろう、そういうのを危惧しての指摘だったんだろうとっております。

ただ、それは識見監査委員に限っての話だと私は思います。地方自治法の196条においては、一部抜粋省略いたしますが、識見を有する者（議員である者を除く）及び議員のうちから選任するという旨の規定があります。議選の監査委員は、識見監査委員とは異なって、高い専門性ではなくて、住民の代表としての監査を求められているというふうに私は理解をしております。それで、そもそも議員活動の一環として位置づけられているので、本業である議員報酬が別途支給されていると。さらに、今回議選で監査委員になりたいと自ら手を挙げられた議員が2人いらっしゃいます。それで、全員協議の中で1人を選んだという経緯がございまして、今の報酬額でも積極的になりたい議員が複数いるということをしかりと受け止めなければならないなと思いました。

原案のほうで識見委員を引き上げるから議選委員も割合を掛けて自動的に引き上げるというのは、ちょっと問題があるんじゃないかと感じたので、今回修正の提案をしております。ただ、基本の議員報酬が上がっているのので、その分は上げるのが妥当であると考えます。

この意見に対して、せっかく上がるんだから、ありがたく受け取ればよいという意見もあるかと思えます。私もそういうことも考えました。ただ、それは議員同士の内向きの話じゃないかなと思いました。こちらにいらっしゃる役場の職員も含め、議員も含め、我々はどこを向いて仕事をするべきなのかなと自分にも問いました。それは、白石町民の全体最適を考えるのが役割だと思っております。

それで、今回議選の監査委員の報酬が上がるのが何か町民に対していい影響を与えるのかというのを考えたんですけれども、私の中では思い浮かばなかったんですね。新人ゆえ、まだ考えが至っていないのかもしれませんが、なので、ぜひこの後の質疑や討論で議論を深めていきたいなと思っております。この修正案に反対なら、その理由や別の角度からの考えをぜひ述べていただきたいなと思っております。

今の日本は、政治や行政に対する不信が大きいと私は感じております。それで、私を含めたここにいる16人の議員は、今回無投票で当選しております。町民からの落胆の声も私の耳にも届いております。だからこそ、健全に議論がなされる議会だということを私は示したいなと思っております。

残念ながら、このやり取りは録画もされておられません。なので、ケーブルテレビやユーチューブで流すことはできませんし、議事録は残るんですけれども、公開は何箇所か後であるし、見る人も限定的かなと。それで、傍聴人も今いらっしゃらないですし、議会だよりの紙面も限られていて、詳細なやり取りを掲載することはできないかもしれません。でも、こちらに役場の方々が同席していますし、各自がSNSなどで

発信をできる時代になっております。全体の予算額からしたら小さな金額かもしれませんが、この議論をきっかけとして、よい緊張感を生み出して、二元代表制がより正しく機能することを願って、私からの説明を終わりたいと思います。

○内野さよ子議長

では、質疑に入りたいと思います。

質疑は、ただいまの修正案に対するものか執行部提出の原案に対するものか、はっきり表明をしてからお願いします。

質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

私は修正動議による修正案について質問をいたします。

修正案につきましては、識見を有する監査委員報酬の執行部案の55万2,000円は肯定されておりますが、議員の監査委員報酬を27万5,000円と減額をしてあります。これによりますと、識見と議員選出の報酬差は従来の1.6倍から約2倍に広がります。差が2倍に広がります。私は監査委員書記の経験から、識見、つまり地方自治法第199条の3の規定によりまして、町の場合は代表監査委員となりますが、代表監査委員と代表ではない監査委員の職務内容につきましては、それから従事時間、この2つを考えますと、2倍もの差はないと私は考えます。また、差が広がる要素はないと考えますが、この2倍も差をつけられるという理由は何なのかお尋ねをいたします。

○溝上広行議員

お答えしたいと思います。

その監査委員の報酬だけを見たらその差があるというふうに見えるんですけども、先ほども私の提案理由説明で申し上げたんですけども、議選の監査委員というのは、そもそも議員活動の一環として位置づけられるものだと理解してて、本業の報酬が別途支給されてるので、そこの監査委員の報酬だけを見て議論するべきではないかなと思っております。

よろしいですか。

○内野さよ子議長

ほかに質疑。

○吉岡正博議員

すみません、今監査委員の報酬だけを見て議論されるとおっしゃったと思いますが、（「はい、2倍と言われたんで」と呼ぶ者あり）

私は、通常の委員の報酬ですけど、その他も含めてなんですけど、そこには生活保障給の部分はないと考えておりますので、監査委員と議員のところで給与がダブるところはないと思いますから、まずそこはダブってはいないと。だから、それぞれに考える。

つまり、さっきおっしゃったように監査委員の給与だけを見るということを考えますと、代表監査委員と代表ではない監査委員の職務を見ますと、そこにそれだけの差があるのかという話ですが、じゃあ識見を持つという識見は何かといいますと、地方自治法第196条の第1項で、先ほどおっしゃいました条項ですから御存じと思いますが、普通公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた知識を識見といひまして、その中で特に財務管理につきましては、予算事務、会計事務、契約事務、財産管理事務と解説をされております。特に資格を求められたものではないのは御存じだと思います。

また、議員の識見につきまして、議員の識見が劣るというものではなくて、議員の経験や勉強によるものだとは私は考えております。実際議員が建設関係でしたら工事検査、経営者なら経営管理、財政経験があれば予算事務や会計事務の識見があると私は考えます。ですから、その監査委員としての職務内容を見れば、代表と代表ではない差はありますが、職務としてはそんな2倍もの差はないと考えますが、これについていかがでしょうか。

○溝上広行議員

まず、認識の整理なんですけれども、おっしゃられてることは、私は議員の報酬も込みで議選というのは考えるべきだという立場なんですけれども、そうじゃなくて、それぞれの委員の報酬で見るべきだという御指摘ですよ。

そうすると、私の考えでは、そもそも議員というのは24時間365日議員の仕事、それは休むときもありますけれども、議会だけじゃなくて、政治活動とは別に議員活動としての使命もあって、その一環で、先ほど言いましたけれども、住民の代表という立場でやってると。なので、そもそも求められている能力とか視点とか立場がまず異なるという認識をしております。

なので、委員の報酬だけで見るとというのが、そもそも議員と一般の人と立場が違うというか、識見の方は例えば仕事を持たれてる方でそれを休んで来ていただくということになるんですけれども、議員はそもそも別に監査委員じゃなくてもいろんなものは調べてもよいし、契約関係とかを見たりしてもよいし、本当に正しく執行されてるのかというのを監視するような立場でもあるということで、もともとそれが議員としての仕事の一部ではあると。

ただ、代表として委員になっていただいて、それを見てもらうというような形という理解なので、2倍になるというお話もあつたんですけども、調べたところ、8倍以上開いてるところも全国の事例ではあるとも聞きましたので、もともとの考え方が少し違うのかなという気はしております。

よろしいですか。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありますか。

○吉岡正博議員

確かに、8倍も差があるところがあります。監査委員事務局が相当な人数があるところは監査委員の職務というのは少ないんですが、当町については議会事務局が兼ねているということで、相当監査委員自体に伝票の照合とかチェックをしていただいたり、市町村によって職務内容は違ってくると思います。

それで、私は先ほどおっしゃった議員としてというよりも、議員としてがありますから差は生じるとは思いますが、まずは職務内容そのもの、それから従事時間等を考えて差は設けたほうがいいのかというのが私の考えですが、いかがでしょうか。

○溝上広行議員

差は設けます。ただ、その差をどういう理屈で設けるかとか、議員の報酬をどういう考えで上げるかというところの問いになるのかなと思います。

それで、私は議選が上がった、たしかもともとの報酬から136%ぐらいに上がってるんですかね。それと同じ金額を自動的に上げましたという説明だったんですけども、そうじゃなくても、そもそもやりたいと言われてる方がいらっしゃってということだったので、そこまで上げなくてもということです。もともとの報酬でいいと言われて2人いらっしゃって、上げる理由がちょっと見つからなかった。ただ、基本が上がってるのでその分は上げるべきかなということで、今回の提案をしているところです。なので、差があるのはそうだと思いますので。

質問の答えになってますでしょうか。よろしいですか。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

私は原案に対して質問をしたいと思います。

まず、この原案をなぜ今出されたのか。会計監査の給料が安いというのは、前から私は質問をしております。しかし、執行部はそのときに何も、結局上げるという答えも出なかったし、それなのに今回ここで上げられた理由がまず分からない。まず、これが前回上げられたときから何年たってるのか。その辺のお話もお聞きしたいので、以上よろしくお願いします。

○中村政文総務課長

なぜ今改定をする必要があったのかという御質問でございます。

監査委員の業務につきましては、例月監査から定期監査、決算審査のみならず、複雑かつ高度化する財務資料に対応するため、より高度な専門性が求められてきております。その重要度と報酬額が見合っていないという指摘が議会でも度々指摘をされておりました。また、議会議員の報酬の改定と同様に、3町合併から20年間監査委員の報酬は一度も改定されていないということもございましたので、令和6年3月に開催いたしました特別職の報酬等審議会におきまして、この監査委員報酬の引上げについて

監査委員事務局のほうから意見を求められたというところでございます。その審議会の中では、監査委員の報酬の改定については反対意見というようなことはなかったために、今回引き上げる条例改正案で上程をしたというところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

今白石町は20周年ということで、常にこの20周年という形の言葉を執行部のほうから言われます。だったら、20年間何も言わなかったから上げなかったと。じゃあ、皆さんたちの給料は上がってないんですか。上がってるんじゃないですか。最低賃金も上がってるでしょう。それなのに、20年間何も上げなかったという案に対して、私は本当にこれでいいのかと。ましてや、この識見と議選のほうを一緒に上げられて出されたと。もともと私はここは分けてほしかった。識見と議選の質問をするとき一緒のような形の質問になってしまいますから、ここははっきり分けてやっていただきたいと今回思っておりましたが、こういう議案で行かれたのに修正動議が出ましたので、じゃあこの修正動議のほうで私はいいかなという感覚で思っております。

だから、なぜここまで上げなかったのかの理由は、先ほどちょっと言われましたけど、本当にその理由でいいんですか。何か20周年ということを言われて、20年間何もされてないんですね。そのされなかった理由は、総務課長さんが一人でこの答弁をされるのは難しいと思います、歴代の総務課長さんも今までおられたので。今の感覚で今回6年度に会計監査のほうの給料のこの見直しがあったということですけど、その前に私たち議員はちゃんと質問をしております。そこは全然考えられなかったということですのでよろしいですね。

○中村政文総務課長

先ほど来、御説明をさせていただきましたけれども、その間、合併後からこの特別職の報酬等審議会等も一部開催ができていなかったということもあり、そういう中で、この監査委員の報酬の引上げについても協議がなされなかったというところでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

私は原案に対してお聞きしたいと思います。

議選にしる識見にしる監査の日数と仕事量はほとんど変わらないと思いますけれども、識見の方の責任はちょっと重さがあると思いますけれども、この金額になった理由を詳しく御説明願いたいと思います。

○中村政文総務課長

今回の報酬改定に至った経緯といたしますか、その額の確定ですかね。

経緯といたしましては、先ほど前田議員のほうからあったとおりのような経緯がございます。

額の根拠につきましては、県内の9町の1日当たりの平均報酬額から算出をしております。9町の監査委員の平均額が1万1,700円程度でございましたので、それを根拠といたしまして、1万2,000円という日額の額を算出しております。そこに年間の監査委員の所要日数の46日を掛けまして、55万2,000円というところで識見の監査委員の報酬額を決定しております。

次に、議会選出の監査委員の報酬額につきましては、合併時に識見の監査委員と議選の監査委員の割合というものがございまして、これが合併3町の平均と県内の周辺同規模との比率で算出をされております。その報酬の割合が64.4%であったということで、識見の監査委員を基本としまして55万2,000円、ここに3町合併当初で確定しました64.4%の率を掛けまして、35万5,000円という年額報酬の決定としております。

以上です。

○西山清則議員

そしたら、識見と議選の方では、仕事量、それと日数がほとんど同日か、時間帯も一緒なんですかね。その辺のことも詳しくお願いします。

○中村政文総務課長

業務の内容と拘束される時間といたしますか、その監査に係る日数は同じでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

執行部原案のほうに質問をいたします。

先ほどの答弁の中で、報酬等審議会が開催されていなかったという答弁がありましたけれども、それはなぜなのか教えていただけますでしょうか。

○内野さよ子議長

暫時休憩します。

10時02分 休憩

10時05分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

○中村政文総務課長

合併後、どうして特別職報酬等審議会が開催されていなかったのかという御質問だったと思います。

特別職報酬等審議会は、特別職の報酬等の額というものが社会情勢の大きい変動であるとか、またほかの地方公共団体との均衡、その辺を勘案したときに決定するものだというので開催をするというふうになっておりました。それで、合併後20年を経過しておりますけれども、大きい変動という機会が、今回ここ数年が大きい変動といえますか、社会情勢の変動と民間給与の額の改定等がございましたので、ちょっと期間が長くはなりましたけれども、特別職報酬等の審議会を開いたということでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

せっかくなんで、私も質問してみようかなと思ってます。

修正案についての質問をさせていただきます。幾つかあったんですけども、確認の意味で教えてください。

まず、監査委員の報酬の引上げの根拠のところ、識見監査委員のところに関しては専門性が求められるところで今後の人材の確保のところがあるけども、議員選出のところに関してはそれは求められてないというお話だったんですが、これはそもそも求められている専門性に関して、議員のほうは必要ないというか、ちょっと違う視点で求められてるから違うのかというところをもう少し教えていただければというふうに思っています。

それと、理由の中で、そもそも議員活動の一環として位置づけられ本業の議員報酬が別途支給されているということがあったんですけども、この監査のところに関してはこの議員活動の一環というところの根拠が調べてたんですけどどうしても分からなくて、監査のところに関しては議員活動の一環とされているとおっしゃられてるところの根拠を少し教えていただければというふうに思っています。

さらに、全員協議会のほうで複数の方が手を挙げられたということがあって、今の報酬額でも積極的にになりたい方がいらっしゃるのに自動的に上げるのはいかがなものかという話があったんですけども、その理論で言えば、私としては今現在の議員報酬でいきましょうという修正が出るのかなと思ったらそうではなかったので、監査の委員のほうが上がったから自動的に上げるのは問題けども、議員報酬のほうが上がったからそちらに関しては自動的に上げる、ここの根拠のところをもう少し詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○溝上広行議員

質問にお答えしたいと思います。

3つあったですね。まず、議員が求められている内容が。（「識見監査委員」と呼ぶ者あり）

そうか、議員の求められてる内容が違う視点からなのかみたいなの、その根拠みたいなことだったですね。（「識見監査委員さん」と呼ぶ者あり）（「専門性が何やったかという」と呼ぶ者あり）

求められてる専門性。（「専門性は要らないという理由だからということですよ」と呼ぶ者あり）

そうですね。私の理解として議選の方に求められてるのは、住民の代表者という立場なので、識見があるなしではなくて、議員のどなたかが担うという立場で選ばれてるんだという理解です。

それで、議員活動の。（「一環と言われてる根拠は」と呼ぶ者あり）

一環の根拠ですね。さっき言ったように、議員から選ばれてる時点で、もう議員活動の一環として選ばれてるというか、その役割を担ってるんだという理解をしています。

すみません。あと一個は何でしたっけ。（「今の報酬額でも手を挙げてる方がいらっしゃる」と呼ぶ者あり）

それに関しては、説明のときには申し上げてないんですけど、どちらかというところ、議員の基本の報酬が上がったときに本来上げてよかったんじゃないかなという考えがあります。ただ、タイミングがこのタイミングだったので、その金額に合わせたほうがよいのではということです。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

ちょっと私が監査委員制度のそもそも論のところを少し調べたんですけども、こちらは総務省のほうに載ってるものですね。

総務省のほうに監査委員制度についてという資料があったのでそちらのほうを確認したんですけども、制度設立時の趣旨説明のところ、地方団体の執行の適否については、住民の権限と専門的知識を兼ね備えた常置機関の精密な検査によらなければ正確なる判断を下すことは困難というところから設立に至ったという話があるので、私が今お聞きしてる中で違和感を持つのが、識見監査委員さんのほうは十分な見識が必要ということなんですけども、議員のほうにはそこまで求められてないというところを先ほどおっしゃられてたんですけども、そもそものこの監査委員制度のところに関しては、そういう専門的知識を兼ね備えた常置機関というふうに出ているので、ということであれば、識見監査委員さんに十分な見識を求められてるということはあるんですけども、いわんやという形ですよ。いわんや、議員はそれ以上を求めてますよねという形でこれを常置されてるんじゃないかなと。そもそも、これは語る必要がないという形でされてるんじゃないかなというところを思ったので、そちらについての考え方というのをぜひお聞きしたいというのが1つ目と。

あと一つ、議員活動の一環というところののっとなっていきますと、この監査委員のところには職務上知り得た情報に関しては守秘義務を課されるということがあります

ので、その点で言えば、この守秘義務というところは基本的に議員活動の中には適用されません、もう御存じだとは思いますが。となってくると、この議員活動の一部というふうに位置づけるのは若干無理があるんじゃないかなというふうに思っています。

恐らく議員活動の一環だから議員報酬が上がったときに一緒に上げてればよかったんだよねという話を先ほどおっしゃられたと思うんですけども、そもそも議員報酬というところと監査委員というところに関しては必ずしもイコールじゃないということは、この守秘義務のところ、あとはその求められてる仕事の職務上の内容からすると、ちょっと違和感があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりについてのお考えを教えてください。

○溝上広行議員

まず議員が求められてるのが、そうですね。

ただ、先ほどの話、まず報酬に差が現時点であるので、それが議員の報酬も含めた上でのバランスで決めるみたいな話なのかもしれないですけども、議員は識見よりそれを求められてるという話はちょっと違うかなと思います。それで、常設というのであれば、それは今兼務になってるんでしょうけど、監査委員をちゃんと別につくれという議論になるのかなと思うんですけどね。何か違いますかね。

1問ずつがいいですね。すみません。ということになるかなと思うんですけど。

あと、守秘義務に関しては、その役割を担ったのでそれは課せられる、それはそうだと思います。守秘義務が課せられているから議員活動とは違うものと取り扱うべきではないかという御指摘になるんですかね。

すみません。もう一回、1個ずつ欲しかったです。

○友田香将雄議員

じゃあ、ゆっくり。（「はい、すみません」と呼ぶ者あり）

監査委員自体が、要は行政機関と独立した組織になるんですね。なので、位置づけとしては、議会でもない、行政機関でもない、第3の機関というふうになっています。その上で、議員活動の一環となってしまうと、守秘義務は基本的に課されないですよ。ただ、監査委員は、職務上知り得たものに関しては守秘義務が発生します。となってくると、そこの兼ね合いから考えたら、議員活動の一環となるのはちょっと無理があるんじゃないかなという考え方です。

○溝上広行議員

そこから答えていいですか。1個ずついいですか、すみません。

ただ、選ばれるのが議員から選ばれるという。別に選ばなくてもいいんですよ。ただ、今は選ぶようになっているということなので、そしたら必ず議選は議員さんじゃないといけないならば、議員とは別というのが私としては違和感を感じました。でも、議員から選ぶんだからそうなんじゃないという。議員から選ばなくていいんだったらほかの人も含めて選べばいいんですけど、わざわざ議員から選ぶのが議選と自治法に

書いてあるので、識見（議員を除く）及び議員からとなっておりますので、そもそもそういう立てつけ、違うものだと思っております。

あと、守秘義務については答えられましたかね。守秘義務が課せられてない。でも、結局私の回答としては、まず議員から選んでる時点で議員ですよということ。それで、議員がする活動は政治活動もありますけど一応議員活動になるんで。すみません、何か友田議員の言われていることが逆に私はしっくりこなかったという回答になりますけど、いいですか。

○内野さよ子議長

これで質疑を終わります。

次に、討論に移ります。

討論は、修正案に対するものか執行部提出の原案に対するものか、はっきり表明をしてからお願いします。

討論ありませんか。

○吉岡英允議員

議案第7号について、私は執行部原案に賛成をし、修正案に反対の立場から討論をさせていただきます。

監査委員の報酬額については、その業務の重要性とその報酬額が見合っていないのではないかということが以前から指摘をされておりました。今回報酬額の増額が提案をされておりますが、近年の監査業務は従来の例月監査、定期監査、決算審査のみならず、複雑、高度化する財務資料に対応するため、より高度な専門性が求められております。現在の報酬額は、合併後20年間据え置かれております。報酬額の増額は、将来の成り手不足が危惧されている現状の中においても適切であると思っております。修正案につきましては、県内市町の状況も踏まえたしかりとした根拠のある適切な報酬額の設定であると言えると思っております。

識見監査委員と議選選出の監査委員は2人で業務をされておりますが、財務の計数的な視点と行政内部の事務処理が適切に行われているかという視点を補い合いながら監査をしていただいていること、また責任の度合いからすれば代表となる識見監査委員と議選監査委員に報酬額の差があることは当然のことでありまして、その差額についても、合併当初の報酬額の設定の考えを踏まえ、妥当な適切なことであると考えられます。

このことから、この議案について妥当であると判断をいたします。議員一同の賛同をお願いいたします。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

○重富邦夫議員

議案第7号の修正動議に対しまして、私のほうからは賛成討論をいたしたいと思

ます。

白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対し、提案された修正動議に賛成討論いたします。

私はこの原案を見た率直な感想は、これは駄目だろうという思いでした。その思いをお伝えをいたします。

町が選任する識見監査委員は、当然のごとく財務及び会計の知識、行政や公共政策に関する知識、監査の実務経験、分析及び報告能力、倫理的な判断力、コミュニケーション能力、研修や資格など、スキルを持った方。また、相手の話をよく聞き理解する能力、チームとして行動する協調性、私情を挟まず前向きな提案ができることなどの資質、監査委員としてのスキルと人としての資質を十分考慮された上で選任され、議会からの同意を得ていると認識をしております。

先ほどからの質疑の中でもありましたけれども、地方自治法第196条を見てみますと、まさにそのことが記載されておりまして、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとあります。

以上の条文からは、議員のうちから選任する監査委員の能力というものは、文章的には条文的には求められておりません。識見を有する方が監査委員を務めていただいているので安心して、かつ信頼して監査報告を受け入れることができているので、十分な役目を果たしておられることから、識見を有する監査委員の報酬の改正には今後成り手不足のことも考慮し理解をしておりますが、こと議員から選任される監査委員の報酬に関しては、スキルや人格が必ずしも求められておらず、現在の報酬額26万1,000円から35万5,000円と実に36%もの大幅増額には、疑問しかありません。

また、広く一般から選任される識見監査委員と違い、議選監査委員の場合は、議員の中から選任されるため成り手不足に陥ることはなく、置かれている状況も違います。町の財政状況や町内の経済状況、税金に対する町民意識など、税金で賄う議員報酬を得ている立場や物価高に苦しむ町民感情を考慮すれば、この一般的とは言えない改正には、町民の皆さんから御理解いただけるとは到底考えられません。

よって、議選監査委員の報酬改正に関しては、議員報酬改正と同等の5%程度の増額とすることが妥当だと判断し、賛成をいたします。各議員の皆様には、我が身をつねって、人の痛さを知れ。この精神をもって執行側と対峙する姿勢こそ、町民が求めているものではないでしょうか。どうかおのおの自問自答をしていただき、自らの心に従い御決断いただきたいと思っております。

最後に、執行部に申し上げます。

そもそもこのような増額幅となった原因として、またこの時期となった原因として、適切な時期の報酬見直しを怠ってきたからと言わざるを得ません。議員報酬改正のときは経済情勢の悪化と理由づけられましたけれども、今も経済情勢がよいとは到底言える状況ではありません。

○内野さよ子議長

重富議員、話をまとめてください。

○重富邦夫議員

はい。

今後は定期的にでも審議会の開催を行い、答申を長期間放置せず、時々で結論を出すこと、またこのような状況をつくらないこと、このことに苦言を呈しまして、修正動議に対する賛成討論といたします。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

○前田弘次郎議員

私は修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただ、原案と修正の分は、識見の分の金額に関しては同一なんですよね。ただ、議選の分が原案より修正案のほうが低くなってるということですけど、修正案で、溝上君からも言われましたが、大体5%議員の給料も上がってるんです、だからこの幅で上げるのがいいんじゃないかということでは言われましたので、私はその言葉にそうだなということで賛成の立場で、議員の皆様の判断をしていただき、どうぞ賛同をよろしくお願いします。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

○岸川信義議員

当局の原案に賛成の立場で討論します。

私は、議員報酬という一つの総枠の中で動くことも大事だと考えております。それで、今先ほどもありましたように、今回無投票になった原因、やっぱり成り手不足の一つには議員報酬があると思っております。それで、今回修正されたタイミングとかいろいろ問題はあったかも分かりませんが、総支給額を上げるという一つの社会の現象の中で執り行った行為であり、それは認めるべきだと思っております。

ただし、もう一つが、議員の識見と議選の違いはあるかも分かりませんが、私たち議員はそこで甘えることなく意識を高めてその識見の人に近づくようにしていくことが大事で、現在もいろんな自治体で不祥事があるのも、やっぱり一人では見破ることができないという現実があるからなんです。ひょっとしたら、一緒の考えばかりあるけんが見つけられんということもあるけんが、そういう中で、議選の目から見てここは違うんじゃないかと、それを述べることで意識を高めると。だから、非常にそこを評価してもらってるんだから、私はこの当局の原案に賛成します。

○内野さよ子議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

初めに、ただいま提出されました議案第7号の修正案について採決をします。

修正案について賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案の議案第7号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○内野さよ子議長

日程第6、議案第8号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○内野さよ子議長

日程第7、議案第9号「白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

この条例について、定員が1,150人から950人と200名ほど減らされておりますけども、この根拠と、そして各分団の定数は決められておるのか伺いたいと思います。

○中村政文総務課長

団員の定数を1,150人から950人にした根拠ということでございます。

条例改正を行った令和元年が1,136名の団員数でございました。それで、今回新年度、令和7年度で消防団の団員の交代がありまして、その中の実数が944人の団員というふうになっております。この差が約200名ということで減少しておりますので、これに伴いまして条例定数の変更ということで考えております。この中には人口減少とか、また高齢化、あと就業形態の変化等を踏まえまして、今後の大幅な増加というのはなかなか見込むことが難しいという判断の上で、条例定数の改定を行っております。各部ごとの定数ということは決めておりませんが、班長以上の階級にありますが団員の定数を分団ごとに定めているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

分団の定数は決まってないということですがけれども、そしたら1部、2部、3部がありますけれども、偏った団員数になる可能性はあるということですよ。それでもいいということですよ。1部、2部、3部、4部とか、白石分団やったらもっと小さいと思いますけど、その定数が決まっていなかったら、1部やったら1部が多かったり2部が少なかったりで、それはもう関係ないですよ。

○中村政文総務課長

各部の団員の数につきましては、3町の合併の折から各旧町での部の構成の中で引継ぎを行っております。その中で、全体として団員数の定数を決めているという状況でありまして、その中で部の構成でも十分充足する部があれば、どうしても地域性であったりとか、先ほど申しました理由によりましてなかなか存続するのが難しいというふうな形もありましたので、条例の中では分団ごとでの定数で、班長以上の職を明記させていただいております。

有事の際は当然ながら地元が出動するわけではございますが、その部だけに頼ることなく、出動要請としてはその分団のほうで出動要請を行っておりますので、その中での活動で、今現在も活動しているという状況でございますので、そのまま引き続き考え方をそのように持っていきながら、団員の確保、また機能強化については、今ある団員数が約950名でございますが、その中で持っていければなというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

10時38分 休憩

11時00分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

日程第8

○内野さよ子議長

日程第8、議案第10号「白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

退職報償金についてお尋ねをいたします。

過去に部長及び班長を経験された方が退団時点で団員で隊員をされた場合の報償金はどちらを取られるのかお尋ねいたします。

○中村政文総務課長

過去に幹部職を経験しとって、また再度団員に戻られて退職したときには、どこで退職報償金を頂くかということでございます。

これは、最上位の階級での退職報償金の支払いとなっております。ただし、この階級が、例えば部長職で1回通常団員のほうに戻られて退団をされた場合は部長級の退団時の報償金を支払うこととなりますけれども、部長として1年間以上はその階級でその職を全うしていかなければならないという規定がございます。

以上です。

○片渕栄二郎議員

今総務課長の答弁を聞いて、安心をいたしたところでございます。団員数が減少する中で、今部長及び班長経験者で再度団員で残っていただいておりますので、今の答弁に対して本当に安心をいたしたところです。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号「白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○内野さよ子議長

日程第9、議案第11号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○内野さよ子議長

日程第10、議案第12号「佐賀縣市町総合事務組合理約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号「佐賀縣市町総合事務組合理約の変更について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11

○内野さよ子議長

日程第11、議案第13号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。

本案は、人権擁護委員候補者に横尾良人氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は異議なしと答申することに決定しました。

日程第12

○内野さよ子議長

日程第12、議案第14号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。

本案は、人権擁護委員候補者に山口恵子氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。

議会の意見として、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は異議なしと答申することに決定いたしました。

日程第13

○内野さよ子議長

日程第13、議案第15号「白石町交流館の指定管理者の指定期間の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号「白石町交流館の指定管理者の指定期間の変更について」を採決します。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14

○内野さよ子議長

日程第14、ただいま町長から追加議案が提出されました。

上程されました追加議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

町議会の皆様、お疲れさまでございます。連日御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、議案を1件追加提案させていただきたいので、提案理由を御説明申し上げます。

追加提案する議案第26号「学校施設環境改善交付金事業旧福富中学校校舎等解体工事請負契約の変更について」でございますが、現在工事を進めております旧福富中学校校舎につきまして、埋設されていた旧ボイラー用の煙突の撤去と撤去に伴うアスベストの処理が必要になったこと、及び工事に伴う振動などによる周辺への影響を継続的に把握する必要があることから、騒音・振動計を設置することなどによるものでございまして、請負金額を815万9,800円増額し、変更後の契約金額を2億8,865万9,800円とする変更契約でありまして、契約の相手方は富士・日出島建設共同企業体でございます。当該契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。どうか十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○内野さよ子議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

11時10分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月17日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 岸川 信義

署名議員 友田 香将雄

事務局長 中原 賢一